

八丈町農業委員会

第3回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年6月24日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年6月24日(金) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	持丸 元一	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：7番 浅沼博之委員、8番 浅沼 實委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 坂井 俊介、篠崎 京平、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第3回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、7番委員・8番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。
令和4年6月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 496㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜・イモ類

なお、これから説明します番号2・番号3農地においても譲受人は同一ですので、譲受人の説明は省略させていただきます。

続いて、番号2農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 330㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

続いて、番号3農地の所在 三根32番5、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 330㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

続いて、番号4農地の所在 大賀郷2489番1、登記 畑、現況 畑、

農振区分 農振外、面積 379㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜・イモ類

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

続いて番号4農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号4農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号4農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1・2・3の●●●●さんについては、現在会社員であり、農地については、番号1・2・3とも雑草等が生えている状態であります。資料を見ていただければ分かるように、番号1・2・3農地の下には●●●●さん名義の農地があり、こちらでは現在野菜類を栽培しております。今回の農地取得後、旦那さまと協力し現在所有の畑を拡大して野菜・イモ類を栽培していくとのことですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

続いて、番号4の●●●●さんについては、現在無職であります。農地については、現在荒れていますが、農地取得後は開墾し、奥さまと協力して、野菜・イモ類を栽培していくとのことですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。
地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。
番号1・2・3農地について、2番推進委員をお願いします。

推委2番 農業委員さんと事務局と実際に現場を確認しました。現在畑は雑草等が生えていますが、事務局からも説明があったとおり、今回の農地の南側には●●●●さんの農地があり野菜が栽培されていて、その畑を規模拡大していくとのことなので問題ないかと思われまます。よろしくお願
いします。

議長 続いて、番号1・2・3農地について、2番農業委員をお願いします。

農委2番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。推進委員からも説明があったとおり、雑草等は草
刈りをすれば問題ないかと思われまますので、よろしくお願
いします。

議長 続いて、番号4農地について、6番推進委員をお願いします。

推委6番 農業委員と事務局と実際に現場を確認しました。農地は現在荒れている状態ではありましたが、
開墾して野菜やイモ類を栽培していくとの事で問題ないかと思われまます。よろしくお願
いします。

議長 続いて、番号4農地について、3番農業委員をお願いします。

農委3番 推進委員、事務局と現地を確認しました。推進委員からの説明どおり、荒れてはいますが開墾
すれば問題ないと思われまますので、よろしくお願
いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権設定)を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定につい
て意見を求める。

令和4年6月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番・大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、
農振区分 農振外、面積 1,560㎡、なお、番号1①は筆界未定の農地になります。

番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 6,969㎡、2筆 合計 8,529㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 アシタバ、期間 10年間、賃借料は年60,000円となります。

番号2 農地の所在 ●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2,524㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 アシタバ、期間 5年間 賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご
覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご
覧ください。

【番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんは認定農業者ですので、全部効率利用・常時従
事については問題ありません。農地においては、アシタバが植えられており、更新後、継続し
てアシタバを栽培していく計画となっています。

番号2の●●●●さんは認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありま
せん。農地においては、現在、アシタバが植えられており更新後も引き続きアシタバを栽培し
ていく計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、
各委員方にご意見及び審議いただく前に、本件関係者となる農業委員は退出いただきますよう
お願いいたします。

～関係委員退出～

議長 それでは、番号1・2農地について、3番推進委員お願いします。

推委3番 農業委員、事務局と現地を確認しました。どちらの農地にも明日葉が植えられており、更新と
いうことですので問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1・2農地について、6番農業委員お願いします。

農委6番 同じく推進委員、事務局と現地確認をしました。どちらも更新ですので問題ないかと思われ
ます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認することに決しました。
事務局は退出された委員に、議場自席に戻っていただくよう連絡をお願いいたします。
～退出委員入室し、自席へ着席～

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定につい
て意見を求める。

令和4年6月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,335㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 レモン・パッション、売買価格 4,200,000円、

移転の時期 令和5年4月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和5年3月31日

続いて、番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 宅地、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 4,502.40㎡

番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 826㎡、2筆合計 5,328.40㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、売買価格 5,000,000円、

移転の時期 令和4年9月30日、支払方法 口座振込、支払期限 令和4年8月31日

続いて、番号3① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 790㎡

番号3② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 738㎡

番号3③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 768㎡、3筆合計 2,296㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●●

利用目的 レモン、売買価格 650,000円

移転の時期 令和4年8月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和4年7月31日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

番号1の●●●●さんについては、全部効率利用・常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。農地については、すでに施設が建っており、農地取得後、引き続きレモン・パッションを栽培していく計画となっています。

番号2の●●●●さんについては、八丈町農業担い手育成センター研修生であり、認定新規就農者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。

農地については、農地取得後、農地の創出・再生支援事業と山村・離島振興施設整備事業を活用し施設整備を行い、ルスカス栽培を行う計画となっております。

番号3農地の●●●●さんについては、八丈町農業担い手育成センター研修生であり、認定新規就農者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、農地取得後、露地のレモンを栽培していく計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 こちらも農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。農地は現在ハウスが建っており、引き続きハウスを利用してレモンとパッションを栽培するとの事ですので問題ないかと思われそうです。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、2番農業委員お願いします。

農委2番 推進委員、事務局と現場を確認しました。すばらしい施設があり、今後その施設を利用してレモンとパッションを栽培していくとのことで期待しております。問題ないと思われそうですので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 農業委員さん、事務局と一緒にこちらも現場を確認しました。
農地は現在、山林化しておりますが、農地の創出・再生支援事業を使って開墾するとのことで、問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、3番農業委員お願いします。

農委3番 所有権移転を受ける●●●●さんについては、現在研修センターの研修生として頑張っており、今後補助事業を活用して、ルスカス栽培を行っていくとのことで問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号3農地について、3番推進委員お願いします。

推委3番 農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。天地返しや農薬等を使用して開墾し、レモンを栽培するとのことで問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号3農地について、6番農業委員お願いします。

農委6番 推進委員の説明どおり、いずれの農地もレモンを栽培していくとの事です。●●●●さんは研修生であり、認定新規就農者にもなっておりますので問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。

農委9番 番号1農地について、移転の時期は令和5年4月になっているが、なぜこの時期に議案としてあげるのか。

事務局 番号1農地は農振農用地となっており、税の特別控除を受けられる対象となっております。税の特別控除を受ける際、税務署との事前協議が必要となり、それらの点も踏まえ、少し時期は早いのは承知しておりますが、所有権移転の申請がありましたので、議案としてあげさせていただきます。

議長 他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認することに決しました。